

中央市子ども読書活動推進計画

子どもと本が出会えるまち・ちゅうおう



平成19年4月

中央市教育委員会

はじめに

人間は言葉を持ち、その言葉によってものごとを考え、人と心をかよわせてきました。

子どもが言葉を学ぶのは、先ず自分を取りまく人々からですが、さらにその言葉を深め、高めていくのは読書に他なりません。読書によって、子どもは言葉を学び、感動するところを育み、豊かな想像力を身につけていきます。

「本」には「はじめ」「もと」という意味があります。また、「物事のおこりはじめ・物事の中心」という意味もあります。すなわち、読書は人を育てる「もと」であり、「はじめ」なのです。

中央市では、教育の基本に「まごころ」を掲げ、教育の指針としています。この教育の基本にはさらに、「生きる力をはぐくむ教育」（生）・「命を大切にする教育」（命）・「信頼しあう教育」（信）の三つの柱を設けています。

「まごころ」は誠実で、いつわりのないところであると同時に、他者をつつむやさしい思いやりのところでもあります。そして、この「まごころ」を子どものところに根付かせるのは日々の学習や、直接的な生活体験とともに、読書の力に負うところが大きいと考えます。

中央市では、読書活動の推進にあたり、「まごころ」が子どもの心に根をおろすことを願いつつ、中央市のすべての子どもたちが、家庭、地域、学校、市立図書館等で本とのよい出会いをし、さらに主体的・意欲的に読書活動が展開できるよう、子どもの読書活動推進計画を策定しました。

目 次

はじめに

第1章	子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	1
1	子どもの読書活動推進の意義	1
2	子どもの読書活動の現状	1
3	計画策定の背景	3
4	計画策定の基本方針	3
5	計画の期間	4
第2章	子どもの読書活動推進のための方策	4
1	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	4
2	学校における子どもの読書活動の推進	6
3	幼稚園・保育所・児童館における読書活動の推進	8
4	市立図書館等における読書活動の推進	9
5	推進体制の整備	12
第3章	関連機関等の連携・協力	13
1	行政機関との連携	13
2	市立図書館と学校・幼稚園・保育所・児童館等の連携	13
第4章	広報・啓発活動	14
1	「子ども読書の日」等における広報・啓発	14
2	子ども読書活動に関する情報の収集・提供	14

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 子ども読書活動推進の意義

今日の社会の情報化の進展は、子どもをとりまく生活環境を一変させました。居ながらにして世界中の情報を、瞬時に得られるという利点の反面、その情報は断片的であり、この情報を有効に活用するためには蓄積された力が必要だと指摘されています。しかもこのような力は一朝一夕になるものではありません。

子どもたちは、読書により、様々な知識や情報を与えられるだけでなく、感動し癒され、生きる勇気を与えられます。乳幼児期よりの読み聞かせや、自らの読書を通して、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、豊かな想像力を育て、自ら考え、生きる力を身につけていきます。自らの生活体験と読書によって養われた様々な力は、子どもたちの成長にとって欠かすことの出来ない大切な要素です。

このように、子どもたちの読書活動は、豊かな人間形成や、より深く人生を生きる力を身に付ける上で重要であり、この活動を組織的・計画的・継続的に推進していくことは大きな意義があります。

2 子どもの読書活動の現状

今日、テレビ、ビデオ、インターネット、携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及により、子どもの生活環境が大きく変化しています。そして、この生活環境の変化により、子どもの読書離れ・活字離れが進んでいることが指摘されています。そのみならず、この活字離れは読解力の低下や「聞くこと・話すこと」の能力の低下にまで影響を与えています。

2000（平成12）年に OECD（経済協力開発機構）が行った、世界23カ国の15歳児を対象とした生徒の学習到達度調査によると、日本では、55.0%の生徒が、「趣味としての読書をしない」と回答し、参加国平均31.7%を大きく上回り、参加32カ国の中で最も割合が高くなっています。同機構が2003（平成15）年に行った41カ国、地域の27万6千人の15歳児を対象とした生徒の学習到達度調査では、日本は「読解力」が、14位（2000年は8位）まで低下しています（「山梨県子ども読書活動推進実施計画書」）。

また、2006（平成18）年6月に、全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で行った、第52回読書調査によると、「あなたは5月1か月の間に、本を何冊ぐらい読みましたか」という質問に対し、児童生徒の平均読書量は小学校で9.7冊（前年7.7冊）、中学校で2.8冊（前年2.9冊）、高等学校で1.5冊（前年1.6冊）です。1か月間に1冊も本を読まなかった者の割合は全校種ともほぼ昨年並みとなっており、小学校で6.0％（前年6.9％）、中学校で22.7％（前年24.6％）、高等学校では50.2％（前年50.7％）となっています。

この調査によると、2006年には、小学生が、9.7冊と過去最高を記録しました。また、全国的に「朝の読書」などの広がりや、読書活動を活性化させる様々な取り組みから本を読まない中高生は減少してきました。

中央市立小中学校司書部会2006年度の「子ども読書調査」によると、学校図書館の1か月の平均貸出数は、小学校では、1年生は6.1冊、2年生は8.7冊、3年生6.3冊、4年生5.5冊、5年生5.6冊、6年生は4.2冊となっており、小学校6校の1ヶ月の平均貸出数は6.4冊となっています。中学校での1ヶ月の貸出数の平均は、1年生0.7冊、2年生1.1冊、3年生は0.7冊で、中学校2校の平均貸出数は、0.9冊となっています。中学校の読書に関しては、学校での勉強や、部活動等の影響が強く現れている結果となっています。

もちろん、読書は数の多さだけが問題ではなく、その内容や質は大切です。今後も質、量ともにバランスのとれた積極的な読書活動推進への取り組みが必要です。

中央市では、乳幼児期から本との関わりを深めるために、長期的な展望にわたっての読書活動を進めています。まずブックスタートについては、4ヶ月健診時に中央市で生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本を2冊ずつ手渡しています。その後は、図書館や保育所・幼稚園での本の読み聞かせ、学校での朝の読書や、読書週間中の行事などを年間の計画の中に位置づけて実施しています。

朝の読書は、市内の6つの小学校では平均週2回おこなわれています。中学校2校の読書活動は、読書週間期間中や、図書集会や一斉読書の時間など、各校の実情に合わせて、年間計画の中で4～5回程度実施しています。しかし、中学校は、小学校の実施数に比して、読書にかかる時間が少ないのが現状です。

3 計画策定の背景

国は、子どもの読書活動を推進するために、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年12月）を定め、子どもの読書活動推進に関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務等を明記し、施策を総合的・計画的に推進することになりました。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）を策定し、その具体的な取り組みについて明示しました。また、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」が成立しました。

本県においても「山梨県子ども読書活動推進実施計画」（平成17年3月）が策定されています。

また、山梨県教育委員会では「やまなしの教育基本計画」（平成16年2月）を策定しましたが、その中では、思考力や表現力を育成するため、知的活動を推進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実が重要であることを挙げ、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが果たす役割を示しています。

以上は、本市が、子ども読書活動推進に関する施策を計画する際の、基本とするものです。



策定委員会開催風景

4 計画策定の基本方針

子どもの自主的な読書習慣は、一朝一夕に身につくものではなく、乳幼児期からの継続的で、息の長い計画によってなされるものです。よって、子どものそれぞれの発達段階における指導が、次の段階の指導へ繋がるよう、その連携が円滑になされるようにすることが大切です。

家庭はもとより、幼稚園・保育所・小中学校及び学校図書館、児童館、市立図書館など日常的に子どもが利用する施設や機関が、共通の認識に立って、目標を同じくし、それぞれの発達段階において果たすべき役割を分担し、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

但し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「子ども」を「おおむね18歳以下の者」とし、高校生、高等学校までの読書活動の推進を視野に入れていますが、中央市には高等学校がないため、図書館の利用者としての高校

生の支援について考えていきます。

よって本計画は、次のような基本方針に基づき推進していきます。

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 学校における読書活動の推進（小学校・中学校）
- (3) 幼稚園・保育所・児童館における読書活動の推進
- (4) 市立図書館等における読書活動の推進

5 計画の期間

なお、この計画は平成19年度から平成23年度までの5カ年間とし、その後も必要に応じて見直していきます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) ブックスタート事業

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいや、豊かなコミュニケーションの中で形成されるものであり、毎日の家庭生活の中で、親が積極的に関わっていくことが大切です。

しかし、核家族化、少子化が進んでいる現在、家庭の力が弱くなっていることは否めません。そのために、誕生間もない時期からの、親子のコミュニケーションを、本を仲立ちにして行う、ブックスタート事業を市では行っています。

中央市では、市で誕生したすべての赤ちゃんとその保護者を対象に、「ブックスタート事業」を実施しています。赤ちゃんとその保護者が、絵本を通してコミュニケーションをはかり、心豊かな子どもに育ててほしいという願いを込めて実施しているものです。この事業をさらに充実させ、赤ちゃんと保護者とのよりよい人間関係が、絵本を介して成されるよう事業を推進します。

方法は、4ヶ月健診時に、図書館員が健診場所に出向き、子どもに絵本を読み聞かせながら、手渡します。

合併後（対象2006年2月以降誕生の子ども）、実施したブックスタート絵本配付率は、およそ92.4%となっています。当日渡せなかった場合のフォローは、次回の健診時に渡すようにしています。

ブックスタートの目的である「すべての赤ちゃんに」本が渡せるように努めます。

その後の本の利用状況等の追跡調査をアンケート等でおこない、以後の事業の参考にします。

この事業の推進のために、研修の機会を設け、ボランティアの育成に努めます。

この事業は、健康推進課との協働事業とします。

(2) 講座や研修の機会の充実

乳幼児をもつ親や、妊産婦及びその家族のために、学習の機会を設定します。読み聞かせのための講座や講演会を行い、家庭での読書や子どもへの読み聞かせを支援します。

また、妊産婦を対象に実施している、健康推進課の事業「母親学級」のなかで、絵本の紹介の時間を設け、啓発の機会とします。



「えほんとのであい」事業

(3) 家庭での親子読書等の推進

学校・幼稚園・保育所等のPTA活動等を通して、読書の必要性を啓発していくよう努めます。テレビ、ビデオ、ゲーム等に関わる時間を読書に向けていくよう、PTA活動、保護者会等で話し合いの場を設け、親子読書などを推進していきます。

(4) 地区住民や民間団体との協働による推進

子どもと、地域の大人とのふれあいの場がもてるよう努めます。それぞれの地区の民間団体等との協働をはかり、子どもが本の読み聞かせや、おはなし会を楽しめるように努めます。

2 学校における子どもの読書活動の推進

学校図書館は国語を始めとして各教科、総合的な学習の時間等や調べ学習など多様な目的で活用されています。これらの学習活動をさらに充実させるために、児童・生徒の読書への興味・関心を高めていく必要があります。

また、学校図書館は子どもにとって、生涯にわたる読書生活、読書習慣の基礎となる重要な場でもあります。その意味で、学校図書館の果たす役割は、計り知れないものがあります。

計画では次のようなことを目指します。

小学校では、本に親しみ、読書の楽しさを知り、読書の習慣を身につけることを目指します。

中学校では、幅広い読書をこころがけ、進路の選択や、生き方を探ることを目指します。

高等学校については、「基本方針」に示した通りです。

(1) 次のような具体的な取り組みを通して読書活動の推進を図ります。

- ・朝の読書の充実や読みきかせ、ブックトーク等の実施
- ・全校一斉読書や図書集会の実施
- ・図書委員会の活動の活発化
- ・図書だよりの発行
- ・新着図書の紹介や、おすすめ本の紹介
- ・学級文庫の設置
- ・読書週間中のイベントの実施
- ・月ごとのテーマにそった展示や掲示
- ・各教科での読書推進の取り組み

(2) 学校の図書資料の充実

平成5年に旧文部省は、学校図書館の果たす役割の重要性に鑑み、「学校図書館図書標準」を設定しました。中央市の小学校6校、中学校2校はすべてこの標準値を超えています。充足率は小学校6校の平均が153%、中学校2校の平均が120%の高い達成率となっています。

学校図書館には「全国学校図書館協議会図書選定基準」及び「学校図書館図書廃棄規準」が設けられており、これに従って図書の収集・廃棄を行っています。

学校図書館は、普遍性の高い、基本的な蔵書を心がけることはもちろんですが、めまぐるしく変化する世界の情報や、新鮮な情報も重要です。これに対応していくためには、常に新しい資料を補充していく必要があります。

学校図書館は児童・生徒の自由な読書活動の場として、学習に対する興味・関心を呼び起こしたり、豊かな心を育む機能と、調べ学習の資料提供の機能があります。学校図書館の本については、その充足率に満足せず、さらに内容について、各学校の蔵書を分析し、図書資料の一層の整備・充実を図っていきます。

(3) 学校司書の研修の推進（「中央市司書連絡会」の設置）

中央市のすべての小中学校には既に学校司書が配置されています。山梨県教育委員会では、計画的に司書教諭や学校司書の研修を行っていますが、今後も県の研修会への積極的な参加を行っていただくだけでなく、市においても研修や情報交換の機会を設けます。

中央市では、年間3回程度市立図書館司書と学校司書との、研修や情報交換の機会を設け、子どもに提供する本の検討や子どもの動向等について、研修及び情報交換の機会を設けます。またこの会においては、子どもの読書案内として、おすすめ本のリスト作成に取り組みます。

(4) 市立図書館や図書館ボランティアとの連携

市立図書館の本については、総合的な学習の時間・調べ学習・読書の時間・学級文庫等で必要な本の団体貸出と配達システムの活用を推進します。また朝の読書や読書週間中の読み聞かせには、計画に応じて、図書館ボランティア等の協力を得て、子どもに新しい読書の楽しさを提供します。



図書館ボランティアさんとの
おはなしカーニバル

(5) 家庭・保護者との連携と親子読書の推進

子どもは家庭の影響を強く受けつつ成長していきます。よって、学校は、家庭・保護者と連携協力して、家庭における子どもの読書活動を推進していくことが必要です。そのためには、学級通信や、校内のあらゆる機会を通じて、読書推進の啓発を行っていく必要があります。

また、親子読書の推進を図ります。

(6) 市内学校図書館資料の有効活用

中央市には、小学校6校、中学校2校の計8つの学校がありますが、これらの学校間、図書館と学校、図書館間等はネットワークの構築がなされています。学校から他の学校や図書館の資料を検索・予約して借りることができます。また配送のシステムが整っていますので、このシステムを利用して本を配送してもらうことができます。市内の各学校や図書館相互の連携を図り、図書資料の有効な活用を図ります。

3 幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進

子どもは成長するに従って、家庭から地域へと行動の範囲を広げていきます。その子どもたちの受け皿になる場所が、幼稚園・保育所であり、また児童館や放課後の学童児童クラブ（学童保育）等です。

中央市には別添の資料で示しているように、公立、私立あわせて、9つの幼稚園・保育所と、11の児童館があります。また公立・私立等9施設で放課後児童クラブを開設しています。

この施設を利用する子どもは、読書を楽しみながら、本に親しんでいく大切な年齢ですが、これらの施設の多くは、図書の数も少なく、また読書専用のスペースも整備されていません。子どもたちが長い時間を過ごすこれらの施設の読書環境を整え、読書への動機付けがなされるよう努めます。

(1) 幼稚園・保育所における推進

幼稚園・保育所では幼児が絵本やおはなし、紙芝居に親しみ、読書の楽しさと出会えるよう、読み聞かせ等の機会を設けます。

また、幼稚園・保育所の図書資料の充実を図り、幼児が日常的に本に親しみ、楽しめるような環境を整えるよう努めます。



保育園への読み聞かせ

(2) 児童館・放課後児童クラブにおける推進

児童館や放課後児童クラブでは、母親によるボランティアの組織があり、定期的な読みきかせ等を行っている施設もありますが、多くは施設の職員に任されています。それぞれの施設において、図書を充実させ、職員やボランティアによるおはなし会や読みきかせを実施します。

(3) 保護者やボランティアとの連携・協力

子どもによりよい読書環境を提供するため、ボランティアや保護者等との連携を図り、読み聞かせや、おはなし会等の充実を図ります。

4 市立図書館等における読書活動の推進

中央市立図書館は、玉穂生涯学習館と田富図書館の2館ですが、4月からは豊富図書館（分館）も新設され、合計3館となり、読書活動の拠点となります。これらの図書館はネットワークシステムと配送システムが整備されていますので、利用者は、市内どの図書館でも共通のサービスを受けることができます。

図書館は市民に様々な情報を提供し、市民の生活の向上に役立てるよう

努めます。また、子どもたちの多様な要望に応えられるよう、適切な資料の提供や、楽しく有意義な事業等を実施していきます。

(1) 図書館資料の整備・充実

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの要望に応えられるような、豊富で多様な資料の整備が必要です。

中央市立図書館2館の合計蔵書数は204,048冊（H19/3/13日現在）内子どもの本は、57,212冊で全体の28%です。4月にオープンする豊富図書館（分館）は、児童書を中心に10,000冊の蔵書を予定していますので、子ども向けの本の一層の充実が図られます。

(2) 乳幼児へのサービス

「家庭における読書活動の推進」の項でも述べたように、本を介して親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、健康推進課と協働して、「ブックスタート事業」を推進します。

(3) おはなし会などの実施

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、図書館では図書館ボランティアの協力により、0歳から小学生を対象として、定期的に読み聞かせやブックトーク、おはなし、パネルシアター、紙芝居などを行います。実施に当たっては、各図書館で年間計画を立てて実施し、チラシ等による広報活動にも努めます。



おはなし会

(4) レファレンスサービスの充実

レファレンス（利用者からの質問に応えるサービス）は、図書館の大切な業務になっていますが、子どもたちが自発的に調べ学習ができるように、職員が対応し、支援します。

(5) 図書館の情報化

子どもの本をはじめとして、市立図書館に所蔵するすべての資料は、図

書館のホームページで公開しています。図書館の利用者は個人のパソコンから資料を検索することができます。また家庭では、必要な手続きを経て、インターネット上からも、資料を予約することができます。

また、図書資料の情報の提供やホームページなどの一層の充実に努めます。

(6) 子どもの読書推進に関わる事業の実施

子どもの読書期間中の行事、図書館まつり、クリスマス会、夏休みの行事、講演会など子どもたちが楽しむことができ、それを契機として本に親しめるような行事を計画し実施していきます。

また保護者に読書の大切さを伝える啓発事業や、子育て支援に繋がるような講演会や講座などを実施します。

(7) 職場体験の機会の提供

市内の児童生徒を対象に、図書館の仕事に支障のない限り、職場体験の機会を提供します。

(8) 読み聞かせの支援

図書館業務に支障のない範囲で、市内の保育園・幼稚園等への読み聞かせの出前を行います。

(9) 病院に入院中の子どもへの支援

中央市には山梨大学附属病院がありますが、そこで入院加療している子どもたちのために、小児科病棟に毎月1回、本や紙芝居などの貸出しをして配本しています。



小児科病棟での本の入れ替え

(10) 障害のある子どもへの読書活動の支援

障害のある子どもたちへの支援のため、資料の整備を図るとともに、読み聞かせの出前などを行います。

(11) 在住外国人の子ども読書活動の支援

在住外国人の子どもたちへの支援のため、図書館は外国語資料の収集や

利用案内の作成などサービスの充実を図り、資料の提供を行います。

(12) 青少年(小学校高学年、中学生、高校生)への支援

子どもは、この時期になると学校での部活動や勉強に追われ、学校生活が中心になりがちです。そのため、これまでの読書習慣を継続することが困難になります。図書館では、読書離れが進む、中高生を対象としたヤングアダルト図書(おおむね12歳から18歳の読者を対象として企画、執筆される図書)の充実に努めます。

また、積極的に調べ学習・総合的な学習の時間の支援が行えるよう、地域資料の充実を図ります。

5 推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、各機関の連携・協力、職員の研修体制や、財政上の措置などがあってはじめて円滑な、実を伴った読書活動の推進が図られます。よって、十分に成果が得られるよう、推進体制の整備に努めます。

(1) 専門職員の育成と研修体制の確立

本計画推進の基礎となるのは、子どもの読書に関する専門の知識や、読みかせなどの技術を持った人的配置の確保です。そのために、学校図書館職員や公立図書館職員の専門的な研修への参加や、職場内での研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。

また、これらの専門職員が、継続して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、職員の養成に努めます。

(2) 財政上の措置

本計画の方策を具体的に実現するため、市、関係機関、団体等それぞれが財政上の措置を講ずるよう努めます。また必要に応じて、国や県に働きかけます。

第3章 関連機関等の連携・協力

子どもの読書活動を進めるためには、家庭・地域・学校・図書館・行政等が、緊密に連携・協力していくことが必要です。

1 行政機関との連携

市は、教育や福祉を始めとする各部局間の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に取り組みます。また、家庭、地域、学校等それぞれの場での読書活動推進の取り組みを積極的に支援します。

ブックスタート事業については、健康推進課と市立図書館との緊密な連携・協力を図り、円滑な事業の実施を進めます。

2 市立図書館と学校・幼稚園・保育所・児童館等との連携

市立図書館は、図書館司書と学校司書・保育士と緊密な連携を図り、あらゆる機会を通して子どもの読書活動の支援、及び学習支援を行います。

(1) 市立図書館は小学校・中学校等の朝の読書、及び読書週間中の行事について、必要に応じて読みきかせを行ったり、図書館ボランティアとの連絡・調整を行います。

(2) 市立図書館は幼稚園・保育所・児童館等への読みきかせ等を行います。また、図書館業務に支障のない限り、出前の読みきかせ等も行います。

(3) 幼稚園・保育所・小学校等を対象に、要請に応じて施設見学を受け入れ、図書館内部の見学や、公共の場でのマナーなどを学ぶ機会を支援します。



保育園児による本の貸し出しの練習

3 図書館ボランティアとの連携

子どもの読書活動の推進には、図書館ボランティアの協力が大きな支えになっています。学校・幼稚園・保育所及び他機関からの求めに応じて、図書館において調整し、子どもの読書活動への支援をボランティアに要請します。

また、図書館ではこれらの活動を推進するために、ボランティア養成のための講座を設けます。

第4章 広報・啓発活動

子どもの読書活動推進のためには、各機関で実施している推進活動について、全住民に、周知徹底することが大切です。市では「広報」等、あらゆる機会を通じて、子どもの読書活動推進に関する事業・行事等について、地域住民への周知・徹底を図ります。

1 「子ども読書の日」等における広報・啓発

「子ども読書の日」（4月23日）や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）を中心として、その意義について、周知を図るため、市の広報への掲載や、学校・市立図書館において行事等を計画し、啓発に努めます。



子ども読書週間行事「たのしい本みつけたよ」

2 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

(1) 市立図書館の「館報」発行や市の広報などによる情報提供

図書館では、「館報」を年、数回程度発行し、子どもにおすすめの本の紹介や図書館の情報を紹介します。また、市の広報やインターネットのホームページ上に子どもの読書推進に関する情報を掲載します。

(2) 家庭への各種通信の発行

学校や幼稚園・保育所等においては、保護者への通信等を通して、子どもの読書活動に関する啓発に努めます。(学級通信、PTA 新聞、図書だより等)

参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動推進に関する法律
- 2 中央市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 中央市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 4 用語一覧
- 5 活動施設一覧

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第 一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「中央市子どもの読書活動推進計画」策定委員会設置要項

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条2項の規定により、「中央市の子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、中央市における子どもの読書活動に関する総合的・計画的な推進を図るため、「『中央市子どもの読書活動推進計画』策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は推進計画策定のための必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 策定委員会の委員は、教育委員会が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

2 委員は子どもの読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、図書館ボランティア、図書館関係者及び行政関係者で構成する。

（役員）

第4条 策定委員会には会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。

3 会長は策定委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会は必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は中央市教育委員会市立図書館が行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附則

この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

「中央市子どもの読書活動推進計画」策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	役職名等
図書館協議会	田島 聡	副会長
小中学校	望月 孝之	玉穂南小学校長
	西山 豊	玉穂中学校長
小中学校図書館司書	廣川 理江	田富北小学校司書
	大沼 京子	豊富小学校司書
	丸山 美奈子	玉穂中学校司書
図書館ボランティア	佐々木ノリ子	プーサンの会
	笹川 佳子	朗読サークルみすず会
学識経験者	葉袋 武雄	県史編纂室
保育士	横田 敬子	田富第1保育園園長代理
保健師	中沢 昭子	健康推進課副保健師長
生涯教育課	河西 則喜	生涯教育課長
市立図書館	乙黒 幸江	玉穂生涯学習館長
	森本 六生	田富図書館長

用語一覧

用 語	説 明
朝の読書	<p>「朝の読書」とは授業の始まる前10分間に自分の好きな本を読むという運動。山梨県では総実施278校（78%）、小学校175校（84%）、中学校77校（75%）、高等学校26校（60%）が行っている。各学校では、全校一斉、学年ごと、学級ごと、授業ごと等、実施の方法はまちまちである。平成19年3月9日現在、朝の読書推進協議会調べによる。</p> <p>（参考）「朝の読書推進協議会」 http://www1.-hon.ne.jp/content/sp-0032.html</p>
ブックスタート	<p>ブックスタートとは、絵本に関心の高い保護者だけではなく、すべての赤ちゃんと保護者を対象にした活動として、地域に生まれた赤ちゃんが集まる保健センターでの0歳児健診などで行われる。全国では、597自治体（32%）で実施しており、山梨県では、13自治体（45%）で実施している。2006年12月31日現在、NPOブックスタート調べによる。</p> <p>中央市では、旧玉穂地区の「はじめての絵本」事業から引き継がれ、市の事業としておこなっている。</p> <p>（参考）「NPOブックスタート」 http://www.bookstart.net/index.html</p>
レファレンスサービス	<p>レファレンスサービスとは、利用者の調査・研究のために、どのような資料を使えばよいか、資料提示または情報の案内をお手伝いすること。自館にない場合、県内公共図書館や県外公共図書館・国立国会図書館から資料を取り寄せたり、大学図書館や専門図書館へ照会することも含まれる。迅速かつ的確な資料提供することが求められ、図書館サービスの中心となる業務とされている。</p>

ブックトーク	ブックトークとは、本を紹介するための一つの手だて。テーマを決め、そのテーマに関するいろいろなジャンルの本を集めて紹介する。子どもが、読書の幅を広げるのに有効。
パネルシアター	パネルシアターとは、布を巻いた板（パネルボード）に専用の不織布で作った絵を貼り、お話しなどを楽しむ貼り絵のお芝居のようなもの。幼稚園・保育所のお遊戯会や図書館のおはなし会などでよく使われる。
ヤングアダルトサービス	ヤングアダルトサービスとは、おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して、主として公共図書館が行うサービス。

活動支援施設一覧

施設名		施設名	
保育所		児童館	
市立	玉穂保育園	市立	玉穂中央児童館
	田富第1保育園		玉穂西部児童館
	田富第2保育園		玉穂北部児童館
	田富第3保育園		田富ひばり児童館
	田富北保育園		田富すみれ児童館
	豊富保育園		田富杉の子児童館
私立	チャイルドルームまみい		田富中央児童館
			田富わんぱく児童館
幼稚園			田富ひまわり児童館
私立	わかば幼稚園		田富つくし児童館
	みかさ幼稚園		豊富児童館
放課後児童クラブ			小学校
市立	玉穂中央児童館児童クラブ	市立	三村小学校
	玉穂西部児童館児童クラブ		玉穂南小学校
	玉穂北部児童館児童クラブ		田富小学校
	田富すみれ児童館児童クラブ		田富北小学校
	田富杉の子児童館児童クラブ		田富南小学校
	田富中央児童館児童クラブ		豊富小学校
	豊富放課後児童クラブ	中学校	
個人	ガレージスクール	市立	玉穂中学校
			田富中学校
(社)	また、あした		

中央市子どもの読書活動推進計画

平成19年4月

編集・発行 中央市教育委員会
(中央市立図書館)

〒409-3892

中央市臼井阿原301-1

TEL 055-274-8522